



鳴川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 9 月 28 日

鳴川市長

佐々木 久之

鳴川市条例第 22 号

鳴川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

鳴川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年鳴川市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する代理人を置いている」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。